

学校施設開放における体育館冷暖房施設の利用について

令和8年4月15日現在

学校施設開放により小・中学校等の体育館を利用する際の冷暖房施設の使用については、次のようにお願いします。

1 使用できる期間について

- (1) 冷房利用 6月1日から9月30日まで
※ただし、令和8年度は冷暖房施設の工事完了後、使用可能となった日から9月30日までとします。
- (2) 暖房利用 11月1日から3月31日まで

2 使用料について

場所	30分当たりの使用料	
	全面利用	半面利用
・本成寺中学校 第1体育館、第2体育館 ・大島中学校 ・大崎学園 体育館2(旧大崎小学校体育館)	500円	250円
・一ノ木戸小学校 ・嵐南小学校・第一中学校 嵐南小体育館(ステージ側)、第一中体育館(器具庫側) ・第二中学校 ・第三中学校 ・第四中学校 ・栄中学校 ・下田中学校 ・大崎学園 体育館1(新体育館)、	800円	400円

※30分未満の使用分は、30分とみなします。

3 使用の流れ

(1) 使用の申込み

健康づくり課が行う学校施設開放登録手続きにおいて、「学校施設開放利用申込書」中、体育館冷暖房施設の項目の 使用する を選択してください。

(2) 使用方法

ア 体育館に設置するキーボックス内にリモコンを配置しますので、使用する団体は、キーボックスからリモコンを取り出し、使用するエアコンの電源を入れてください。

なお、キーボックスの鍵は、体育館入口の鍵と合わせて管理します。

イ 使用後は、リモコンで確実に電源を切り、キーボックス内にリモコンを格納し施錠してください。

また、スマートフォン等でQRコードを読み取り、冷暖房施設を使用した時間を入力フォームに入力してください。

(3) 使用料の支払い

ア 使用料の納付は原則として口座振替とします。口座振替に係る必要書類を、冷暖房施設の使用を申し込んだ団体に送付しますので、必要事項を記入し、押印の上、引落を希望する金融機関に提出してください。

イ 毎年度の冷房及び暖房それぞれの使用可能期間終了後の翌月に、入力フォームへの入力内容に基づき冷房及び暖房の使用料の金額を算出し、代表者に通知した上で、口座引落を行います。

区分	使用可能期間	使用料を通知する月
冷房	6月1日から9月30日まで	10月
暖房	11月1日から3月31日まで	4月

4 その他

上記内容は、現時点の情報です。今後に向けて、利用日誌や利用実績の入力フォームなどを調整中ですので、決定し次第お知らせします。

冷暖房施設の使用に関する担当
三条市教育委員会
教育総務課庶務係 井上・長谷川
電話：0256-45-1111(直通)